



# 秋田県公報

## 目 次

規 則  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（一・環境整備課）

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十六年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第二号の四、様式第二号の六、様式第二号の七、様式第二号の十三表面、様式第六号及び様式第七号中「㊦」を削る。

様式第八号中「㊦」を削り、「㊧群」を「㊧群群」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄